

倉吉市上下水道局企業管理規程第1号

倉吉市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

倉吉市排水設備指定工事店規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 <u>削除</u></p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第8条 <u>指定工事店は、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p>	<p>(保証金)</p> <p>第7条 <u>指定工事店は、条例第8条の3第2項の規定により指定を受けたときは、保証金10万円を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定工事店が条例第8条の6第1項の規定による指定の更新を受けたときは、従前の保証金をもって納付したものとみなす。</u></p> <p>3 <u>保証金には、利息は付さない。</u></p> <p>4 <u>保証金は、営業を廃止したとき、指定を取り消したとき又は指定期間が満了したときは、当該理由の生じた日から起算して6月を経過した日以後に還付するものとする。</u></p> <p>(保証金の充当及び補充)</p> <p>第8条 <u>指定工事店が市に損害を与え、その損害を賠償しないとき又は第14条第3項及び第15条第3項に規定する費用を納付しないときは、保証金からこれを充当し、なお不足の場合は追徴する。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において保証金の額に不足額を生じたときは、指定工事店は、管理者の指定する期間内にこれを補充しなければならない。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(保証金の還付)

2 この規程の施行の際現に改正前の第7条の規定により納付されている保証金又は第7条第2項の規定により納付されたとみなされている保証金については、指定工事店（営業を廃止した者及び指定を取り消した者を含む。）からの請求があり次第、速やかに還付する。この場合において、当該保証金に利息は、これを付さない。